

○久喜市スポーツ推進審議会条例

平成27年3月24日

条例第19号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、久喜市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの行事の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員の委嘱又は任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の審議会の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日条例第14号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月4日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(久喜市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日の前日までに、前項の規定による改正前の久喜市スポーツ推進審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の久喜市スポーツ推進審議会条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年12月23日条例第32号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。